

● 自己資本比率について

自己資本比率は**19.61%**で、健全性・安全性とも高い水準を維持しています。

自己資本比率は、金融機関の健全性・安全性を示す基本的な指標で、信用金庫の場合は4.0%(国内基準)以上であることが求められています。

令和6年3月末の自己資本額は、前年度末から6億4百万円増加し132億17百万円となりました。

また、自己資本比率は、前年度末から0.27ポイント上昇し19.61%となりました。これは国内基準の4.9倍にあたり、健全性・安全性とも高い水準を維持しております。

当金庫の自己資本比率が高い水準を維持しているのは、毎期適正利益を確保し、自己資本を高めていかなければならないとの認識のもと、地道に自己資本の積上げと経営の健全性・安全性・透明性の向上に取り組んできた結果によるものです。

○ 自己資本額と自己資本比率の推移

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自 己 資 本 額 (単位:百万円)	11,323	12,023	12,158	12,613	13,217
自 己 資 本 比 率 (単位:%)	17.54	18.05	17.92	19.34	19.61

○ 自己資本の充実度に関する事項

項 目		令和4年度	経過措置による不算入額	令和5年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)					
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		12,363,910		12,999,083	
うち、出資金及び資本剰余金の額		439,959		434,064	
うち、利益剰余金の額		11,931,415		12,572,397	
うち、外部流出予定額 (△)		7,464		7,377	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		263,876		232,988	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		263,876		232,988	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		12,627,786		13,232,072	
コア資本に係る調整項目 (2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		14,697		14,328	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		14,697		14,328	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		14,697		14,328	
自己資本					
自己資本の額[(イ)-(ロ)] (ハ)		12,613,089		13,217,743	
リスク・アセット等 (3)					
信用リスク・アセットの額の合計額		61,662,678		63,765,441	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		3,537,395		3,611,066	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		65,200,074		67,376,507	
自己資本比率					
自己資本比率[(ハ)/(ニ)]		19.34%		19.61%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

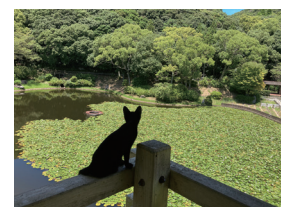
ご案内 自己資本比率規制(パーセルⅢ(国内基準)第3の柱による開示)『自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項』の詳細(定性的・定量的な開示事項)はWEB版資料編に記載しております。ご参照下さい。



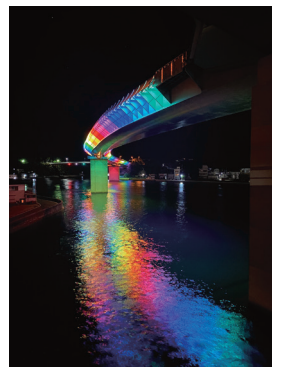
【一般の部】入選
勝村 英夫 様
「どろんこ坊主」



【一般の部】入選
松下一夫 様
「お茶会の日」



【一般の部】入選
笠原 円花 様
「特等席」



▲【高校生の部】優秀賞
小西 春輝 様 (上天草高等学校)「仲直り」



▲【高校生の部】優秀賞
坂本 彩乃 様 (牛深高等学校)「光」

● “不良債権の状況”について

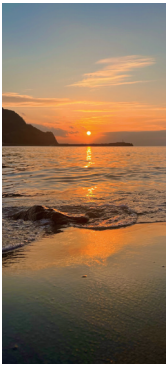
不良債権の処理については、当金庫の経営の健全性に多大な影響を及ぼす重要な課題であるとの認識のもと、発生防止と早期解消による資産健全化に努めております。

令和6年3月末の信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権は6,326百万円となり、総与信残高に占める割合は9.00%となりました。

○ 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

区 分		開示残高 (A)	保全額 (B)	担保・保証等 による回収 見込額 (C)	貸倒引当金 (D)	保全率	引当率	
						$\left(\frac{B}{A}\right)$	$\left(\frac{A-C}{D}\right)$	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和４年度	2,283	2,283	946	1,336	100.00	100.00	
	令和５年度	2,127	2,127	898	1,228	100.00	100.00	
危険債権	令和４年度	3,855	3,558	2,273	1,284	92.29	81.20	
	令和５年度	4,150	3,766	2,324	1,441	90.74	78.96	
要管理債権	令和４年度	62	24	24	0	38.89	1.21	
	令和５年度	48	17	17	0	36.33	0.85	
	三月以上 延滞債権	令和４年度	12	5	5	0	47.58	1.41
		令和５年度	2	0	0	0	2.80	2.80
	貸出条件 緩和債権	令和４年度	50	18	18	0	36.70	1.17
		令和５年度	46	17	17	0	38.04	0.69
小計 (A)	令和４年度	6,202	5,865	3,244	2,621	94.58	88.64	
	令和５年度	6,326	5,911	3,240	2,670	93.43	86.54	
正常債権 (B)	令和４年度	62,807						
	令和５年度	63,962						
総与信残高 (A) + (B)	令和４年度	69,009						
	令和５年度	70,289						

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。



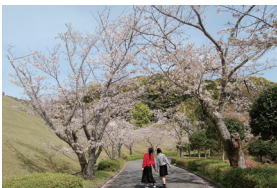
【高校生の部】入選
丸谷菜々胡 様 (天草拓心高等学校)
「好きな場所」



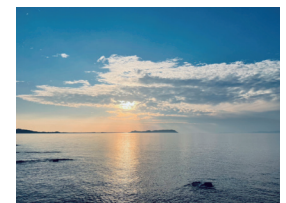
【高校生の部】入選
川原 瑠奈 様 (天草拓心高等学校)
「御所浦の海」



【高校生の部】入選
道脇ひなた 様 (天草高等学校)
「放課後」



【高校生の部】入選
山下 華那 様 (天草高等学校)
「桜並木の姉妹」



【高校生の部】入選
山川 妃南 様 (天草高等学校)
「通詞島のsunset」



【高校生の部】入選
長井 風太 様 (天草工業高等学校)
「一畠の滝」